

第3章 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

市には公平中立な機関である人事委員会が設置されており、人事委員会は毎年、市内民間企業の従業員の給与を調査したり、国や他の地方公共団体の職員の給与を参考にして、市職員の給与勧告を行っています。職員の給与は、この勧告に基づき、市会の議決を経るなどして定められています。

1 人件費等の状況

(1) 人件費の状況

人件費は、人の雇用に伴う広い範囲の経費です。一般職職員への給料や各種手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料・報酬、共済組合や社会保険への負担金等が含まれます。令和2年度決算見込みの人件費は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円 2,540,948,704	千円 16,637,305	千円 276,042,278	% 10.9

イ 企業局の状況

区 分	経常支出額(A)	経常収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
上下水道局	水道事業会計 千円 44,120,405	千円 △695,864	千円 9,418,754	% 21.3
	工業用水道事業会計 千円 859,645	千円 79,088	千円 24,848	% 2.9
	下水道事業会計 千円 69,782,826	千円 1,703,039	千円 6,490,127	% 9.3
交通局	自動車運送事業会計 千円 24,208,706	千円 △814,472	千円 13,055,820	% 53.9
	高速度鉄道事業会計 千円 76,418,027	千円 △8,689,250	千円 26,519,960	% 34.7
病院局	病院事業会計 千円 35,518,145	千円 △25,236	千円 16,767,199	% 47.2

(注) 水道事業会計及び下水道事業会計には、資本勘定支弁職員に係る人件費（それぞれ1,121,794千円、1,841,511千円）を含みません。

(2) 給与費

給与とは給料、扶養手当等の各種手当及び民間のボーナスに相当する期末・勤勉手当等の総額から退職手当を除いたものです。令和2年度決算見込みの給与費は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
	給料	期末・勤勉 手当	その他の 手当	計 (B)	
28,840人 (1,225)	千円 110,218,667	千円 48,973,606	千円 35,064,936	千円 194,257,209	千円 6,736

(注) 1. 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

2. () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用フルタイム勤務職員を合算した人数であり、内書きです。

イ 企業局の状況

区 分	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)		
		給料	期末・奨励 手当	その他の 手当	計 (B)			
上下 水道 局	水道事業 会計	損益 勘定	1,118人 (32)	千円 4,172,968	千円 1,791,623	千円 1,440,483	千円 7,405,074	千円 6,624
		資本 勘定	137人 (0)	千円 510,453	千円 233,499	千円 188,376	千円 932,328	千円 6,805
	工業用水道 事業会計	損益 勘定	2人 (0)	千円 9,922	千円 4,793	千円 3,363	千円 18,078	千円 9,039
		下水道 事業会計	損益 勘定	722人 (12)	千円 2,744,636	千円 1,229,602	千円 1,032,681	千円 5,006,919
	資本 勘定		224人 (1)	千円 827,497	千円 379,474	千円 322,081	千円 1,529,052	千円 6,826
	交通 局	自動車 運送事業 会計	損益 勘定	1,523人 (12)	千円 5,037,934	千円 2,306,011	千円 2,768,860	千円 10,112,805
高速度 鉄道事業 会計		損益 勘定	2,926人 (69)	千円 10,290,817	千円 4,653,882	千円 5,625,338	千円 20,570,037	千円 7,030
病院 局	病院事業 会計	損益 勘定	1,591人 (33)	千円 5,542,591	千円 2,485,697	千円 3,713,668	千円 11,741,956	千円 7,180

(注) 1. 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

2. () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用フルタイム勤務職員を合算した人数であり、内書きです。

2 初任給や平均給料等の状況

(1) 初任給

市職員のうち代表的な職種である行政職の令和3年4月1日現在における初任給等は次のとおりです。

職 種	区 分	初任給	2年経過日の給料月額
行政職（上下水道 局及び交通局にあ っては企業職(1)）	大学卒業程度	183,000円	199,100円
	高校卒業程度	148,400円	152,800円

(2) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

市職員のうち代表的な職種の令和3年4月1日現在における平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

区 分	行政職	技能労務職
平均給料月額	313,539円	343,930円
平均給与月額	379,365円	406,448円
平均年齢	40.6歳	51.4歳

(注) 平均給与月額は、給料、調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の合計です。

イ 企業局の状況

区 分		企業職(1)	企業職(2)
上下水道局	平均給料月額	312,105円	333,403円
	平均給与月額	378,699円	400,736円
	平均年齢	40.3歳	48.4歳
交通局	平均給料月額	331,815円	285,896円
	平均給与月額	404,133円	345,687円
	平均年齢	44.2歳	44.6歳

(注) 1. 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の合計です。
2. 企業職(1)は行政職、企業職(2)（交通局においては企業職(3)及び企業職(4)）は技能労務職に相当する職種です。

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額

市職員のうち代表的な職種の令和3年4月1日現在における経験年数別にみた平均給料月額は次のとおりです。なお、経験年数とは卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

区 分			経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
市長事務部局 及び 行政委員会等	行政職	大学卒	258,821円	307,268円	347,294円
		高校卒	217,585円	265,858円	304,987円
	技能労務職	中学卒	211,133円	235,410円	256,459円
	上下水道局	企業職(1)	大学卒	263,587円	312,094円
高校卒			222,367円	262,256円	314,088円
企業職(2)		中学卒	—	244,353円	301,038円
交通局	企業職(1)	大学卒	262,756円	309,343円	343,346円
		高校卒	226,533円	264,489円	286,150円
	企業職(3) 及び企業職(4)	—	231,294円	255,596円	283,740円

(注) 企業職(1)は行政職、企業職(2)（交通局においては企業職(3)及び企業職(4)）は技能労務職に相当する職種です。

3 給料の決定

(1) 級別職員数等

一般職職員の給料月額は給料表によって決められており、行政、消防、教育等の職種に応じてそれぞれ給料表が定められています。そのような各給料表には職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が設けられています。各給料表の令和3年4月1日現在における構成は次のようになります。

ア 市長事務部局及び行政委員会等における級別職員数等

(ア) 行政職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	局長 区長	—
職員数	人 813	人 2,732	人 1,700	人 2,604	人 1,059	人 696	人 629	人 128	人 47	人 10,408
構成比	% 7.8	% 26.3	% 16.3	% 25.0	% 10.2	% 6.7	% 6.0	% 1.2	% 0.5	% 100.0

(注) 1. 他の給料表の適用を受けない職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級7,944人、係長級1,660人、課長級629人、部長級128人、局長級47人です。

(イ) 消防職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
基準となる職務	消防吏員	消防吏員	消防吏員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	消防署長	—
職員数	人 210	人 535	人 554	人 551	人 229	人 47	人 88	人 14	人 2,228
構成比	% 9.4	% 24.0	% 24.9	% 24.7	% 10.3	% 2.1	% 4.0	% 0.6	% 100.0

(注) 1. 消防吏員（消防長等を除く。）に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,922人、係長級204人、課長級88人、部長級14人です。

(ウ) 教育職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	計
基準となる職務	講師	教諭	教頭	校長	—
職員数	人 27	人 1,364	人 53	人 66	人 1,510
構成比	% 1.8	% 90.3	% 3.5	% 4.4	% 100.0

(注) 1. 高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、課長級11人、その他1,499人です。

(エ) 教育職(3)

区 分	1級	2級	3級	計
基準となる 職務	講師	教諭	園長	—
職員数	人 0	人 111	人 20	人 131
構成比	% 0.0	% 84.7	% 15.3	% 100.0

(注) 幼稚園に勤務する教諭等に適用される給料表です。

(オ) 教育職(4)

区 分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
基準となる 職務	講師	教諭	主幹教諭	教頭	校長	—
職員数	人 0	人 8,160	人 12	人 374	人 368	人 8,914
構成比	% 0.0	% 91.6	% 0.1	% 4.2	% 4.1	% 100.0

(注) 小学校又は中学校に勤務する教諭等に適用される給料表です。

(カ) 研究職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	研究員	研究員	研究員	主任研究員	室長	部長	所長	—
職員数	人 10	人 18	人 37	人 37	人 14	人 3	人 1	人 120
構成比	% 8.3	% 15.0	% 30.8	% 30.8	% 11.8	% 2.5	% 0.8	% 100.0

(注) 1. 工業研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する技術職員（一部を除く。）に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級102人、課長級14人、部長級3人、局長級1人です。

(キ) 医療職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	計
基準となる 職務	医師	部長	副病院長	院長	—
職員数	人 7	人 26	人 19	人 2	人 54
構成比	% 13.0	% 48.1	% 35.2	% 3.7	% 100.0

(注) 1. 医師及び歯科医師に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級9人、係長級12人、課長級16人、部長級15人、局長級2人です。

(ク) 医療職(2)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる職務	薬剤師等	薬剤師等	薬剤師等	主任	係長 副係長	総括係長	課長	—
職員数	人 4	人 18	人 14	人 62	人 9	人 13	人 6	人 126
構成比	% 3.2	% 14.3	% 11.1	% 49.2	% 7.1	% 10.3	% 4.8	% 100.0

- (注) 1. 医療保護施設等に勤務する薬剤師、栄養士及び診療放射線技師等に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級103人、係長級17人、課長級6人です。

(ケ) 医療職(3)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる職務	保健師等	保健師等	保健師等	主任	係長 副係長	総括係長	課長	—
職員数	人 37	人 115	人 99	人 183	人 33	人 17	人 11	人 495
構成比	% 7.5	% 23.2	% 20.0	% 37.0	% 6.7	% 3.4	% 2.2	% 100.0

- (注) 1. 医療保護施設等に勤務する保健師及び看護師等に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級439人、係長級45人、課長級11人です。

(コ) 技能労務職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる職務	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—	—
	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	
職員数	人 104	人 0	人 0	人 0	人 —	人 104
	0	85	372	1,330	104	1,891
構成比	% 100.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% —	% 100.0
	0.0	4.5	19.7	70.3	5.5	100.0

- (注) 1. 守衛士、交換士、運転士、技士及び業務士等に適用される給料表です。
2. 下段は、技能労務職員の給与見直しに係る経過措置適用者に係るものです。
3. 職制上の段階別の人数は、係員級1,995人です。

(サ) 行政職等

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	局長 区長	—
職員数	人 0	人 0	人 338	人 1,399	人 28	人 0	人 7	人 8	人 0	人 1,780
構成比	% 0.0	% 0.0	% 19.0	% 78.6	% 1.6	% 0.0	% 0.4	% 0.4	% 0.0	% 100.0

- (注) 1. 再任用職員に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,531人、係長級26人、課長級6人、部長級2人、その他215人です。

イ 企業局における級別職員数等

(ア) 上下水道局 企業職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 61	人 443	人 301	人 383	人 125	人 132	人 91	人 10	人 2	人 1,548
構成比	% 3.9	% 28.6	% 19.4	% 24.8	% 8.1	% 8.5	% 5.9	% 0.7	% 0.1	% 100.0

(注) 1. 上下水道局に勤務する行政職に相当する職種に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,198人、係長級247人、課長級91人、部長級10人、局長級2人です。

(イ) 上下水道局 企業職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—
職員数	人 0	人 100	人 80	人 226	人 48	人 454
構成比	% 0.0	% 22.0	% 17.6	% 49.8	% 10.6	% 100.0

(注) 1. 上下水道局に勤務する工務長、業務技師及び業務士に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級454人です。

(ウ) 上下水道局 企業職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 0	人 0	人 16	人 121	人 18	人 4	人 0	人 0	人 0	人 159
構成比	% 0.0	% 0.0	% 10.1	% 76.1	% 11.3	% 2.5	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 100.0

(注) 1. 上下水道局に勤務する再任用職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級137人、係長級22人です。

(エ) 交通局 企業職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 32	人 170	人 95	人 253	人 97	人 84	人 57	人 9	人 2	人 799
構成比	% 4.0	% 21.3	% 11.9	% 31.7	% 12.1	% 10.5	% 7.1	% 1.1	% 0.3	% 100.0

(注) 1. 交通局に勤務する行政職に相当する職種に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級566人、係長級165人、課長級57人、部長級9人、局長級2人です。

(オ) 交通局 企業職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—
職員数	人 464	人 1,049	人 946	人 906	人 62	人 3,427
構成比	% 13.6	% 30.6	% 27.6	% 26.4	% 1.8	% 100.0

(注) 1. 交通局に勤務する電車運輸主事、自動車運輸主事及び運輸技師等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級3,427人です。

(カ) 交通局 企業職(4)

区 分	1級	計
基準となる 職務	技能労務職員	—
職員数	人 37	人 37
構成比	% 100.0	% 100.0

(注) 1. 交通局に勤務する業務技師及び業務士に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級37人です。

(キ) 交通局 企業職(6)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 0	人 0	人 62	人 78	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 141
構成比	% 0.0	% 0.0	% 44.0	% 55.3	% 0.0	% 0.0	% 0.7	% 0.0	% 0.0	% 100.0

(注) 1. 交通局に勤務する再任用職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級140人、課長級1人です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、昇給日を10月1日として、昇給日の属する年度の前年度の勤務成績に応じて昇給の号給数が決定されます。勤務成績が特に良好とされた職員の昇給号給数は5号給、良好とされた職員の昇給号給数は4号給、良好でないとされた職員の昇給号給数は3号給以下となります。

令和2年度における昇給への勤務成績の反映状況は次のとおりです。

区 分	市長事務部局 及び 行政委員会等	上下水道局	交通局	病院局
特に良好とされ昇給した職員数	10,447人	825人	1,624人	605人
良好とされ昇給した職員数	13,256人	1,115人	2,229人	718人
良好でないとされ昇給した職員数	265人	21人	94人	14人

(注) 職員数は、令和2年1月1日現在の人数であり、育児休業職員等を除きます。

4 手当の状況

職員には、職員の給与に関する条例に基づき、各種手当を支給しています。手当の種類及び支給要件等は次のとおりです。上下水道局、交通局及び病院局の職員についても、企業管理規程に基づき、同様の手当を支給しています。

(1) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」といいます。）にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当はそれぞれ基準日に在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給されます。支給割合は過去1年間の民間企業のボーナス支給実績等を反映した結果、次のとおりとなっています。

ア 課長級以上

支給月	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月期	月分 1.075 (0.625)	月分 0.965～1.295 (0.46～0.62)	月分 2.04～2.37 (1.085～1.245)
12月期	月分 1.075 (0.625)	月分 0.965～1.295 (0.46～0.62)	月分 2.04～2.37 (1.085～1.245)
合 計	月分 2.15 (1.25)	月分 1.93～2.59 (0.92～1.24)	月分 4.08～4.74 (2.17～2.49)

イ 係長級以下

支給月	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月期	月分 1.275 (0.725)	月分 0.84～0.96 (0.395～0.455)	月分 2.115～2.235 (1.12～1.18)
12月期	月分 1.275 (0.725)	月分 0.84～0.96 (0.395～0.455)	月分 2.115～2.235 (1.12～1.18)
合 計	月分 2.55 (1.45)	月分 1.68～1.92 (0.79～0.91)	月分 4.23～4.47 (2.24～2.36)

- (注) 1. 支給割合は、令和3年4月1日現在の制度です。
 2. () 内は、再任用職員の支給割合です。
 3. 勤勉手当の支給割合は勤務成績に応じて決定されます。
 4. 役職上の段階、職務の級、勤務成績等による加算措置があります。
 5. 上下水道局及び交通局においては、勤勉手当を奨励手当として支給しますが、支給月数は表のとおりです。
 6. 会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合は、令和4年度まで経過措置を実施しています。
 7. 支給職員一人あたりの平均支給年額は、令和2年度決算見込みで市長事務部局及び行政委員会等（以下「市長事務部局等」という。）については1,723,876円、上下水道局については1,641,812円、交通局については1,593,017円、病院局については1,569,134円です。

(2) 地域手当

名古屋市は民間における賃金が特に高い都市部の地方公共団体であるため、この地域における民間賃金をよりの確に反映するために支給されているのが地域手当であり、市職員全員が支給を受けています。支給率は、給料+管理職手当+扶養手当の月額合計の15%（東京都特別区在勤者は20%）であり、職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みで市長事務部局等については50,948円、上下水道局については48,623円、交通局については46,018円、病院局については47,599円になります。

(3) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給しています。支給要件及び支給月額は次のとおりです。

支 給 要 件	支 給 月 額
配偶者及び父母等	局長級 : 0円 部長級 : 3,500円 それ以外 : 6,500円
子	10,000円
16歳～22歳の子がいる場合	上記の額に、被扶養者1人につき5,000円加算

(注) 1. 支給要件及び支給月額は、令和3年4月1日現在の制度です。

2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みで市長事務部局等については20,023円、上下水道局については20,044円、交通局については21,216円、病院局については21,023円です。

(4) 住居手当

自らが居住する住居に係る費用を負担している職員に支給しています。

支 給 要 件	支 給 月 額
自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超え27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
自ら居住するため住宅を借り受け、月額27,000円を超え28,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額
自ら居住するため住宅を借り受け、月額28,000円を超える家賃を支払っている職員	11,500円
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が住居されるための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員	上記の額の2分の1に相当する額

(注) 1. 支給要件及び支給月額は、令和3年4月1日現在の制度です。

2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みで市長事務部局等については5,602円、上下水道局については4,253円、交通局については3,887円、病院局については6,214円です。

(5) 通勤手当

通勤費用を負担している職員に支給しています。

支給要件	支給月額
交通機関利用者	運賃相当額(月 55,000 円を限度) (6ヶ月定期券等の価格を一括支給)
交通用具利用者	交通用具の種類や使用距離により 2,000 円～24,400 円

- (注) 1. 支給要件及び支給月額は、令和3年4月1日現在の制度です。
 2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みで市長事務部局等については9,893円、上下水道局については12,706円、交通局については10,543円、病院局については9,658円(1ヶ月単位支給)です。

(6) 特殊勤務手当

危険・不快・不健康等の特殊な勤務条件下にある職員に支給され、支給職員の割合等は次のとおりです。

ア 市長事務部局等の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合		35.1%
支給職員一人あたりの平均支給月額		11,189円
手当の種類(手当数)		26種類
代表的な手当の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定められているもの)	福祉業務手当、ごみ及びし尿収集処理手当、航空業務手当、教員特殊業務手当、夜間業務手当
	多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当、福祉業務手当、夜間業務手当、救急出動手当、火災出動手当

- (注) 1. 職員全体に占める手当支給職員の割合、手当の種類及び代表的な手当の名称は、令和3年4月1日現在の制度によるものです。
 2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みの額です。

イ 企業局の状況

上下水道局	職員全体に占める手当支給職員の割合		30.0%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		4,059円
	手当の種類(手当数)		3種類
	代表的な手当の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定められているもの)	非常災害等業務手当、夜間勤務手当、特別作業手当
多くの職員に支給されている手当		特別作業手当、夜間勤務手当、非常災害等業務手当	
交通局	職員全体に占める手当支給職員の割合		77.2%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		8,415円
	手当の種類(手当数)		3種類

	代表的な手当の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定められているもの)	隔日勤務手当、中休手当、業務手当
		多くの職員に支給されている手当	隔日勤務手当、中休手当、業務手当
病院局	職員全体に占める手当支給職員の割合		66.7%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		54,307円
	手当の種類(手当数)		9種類
	代表的な手当の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定められているもの)	医師等呼出手当、分べん業務手当、夜間業務手当、医師研究手当、死体処理手当
多くの職員に支給されている手当		夜間業務手当、医師研究手当、医師診療手当、放射線取扱手当、死体処理手当	

- (注) 1. 職員全体に占める手当支給職員の割合、手当の種類及び代表的な手当の名称は、令和3年4月1日現在の制度によるものです。ただし、病院局は令和3年度から廃止のため、令和3年3月31日現在の制度によるものです。
2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和2年度決算見込みの額です。

(7) 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給しており、支給総額等は次のとおりです。現在、効率的な行政運営を行うことによる超過勤務時間の縮減に取り組んでいます。

ア 市長事務部局等の状況

支給総額	支給職員一人あたりの平均支給月額
7,314,222千円	37,786円

- (注) 1. 令和2年度決算見込みの額です。
2. 休日給及び夜勤手当を含みます。

イ 企業局の状況

区分	支給総額	支給職員一人あたりの平均支給月額
上下水道局	869,994千円	34,279円
交通局	4,247,614千円	82,203円
病院局	1,096,083千円	69,997円

- (注) 1. 令和2年度決算見込みの額です。
2. 休日給及び夜勤手当を含みます。

(8) 退職手当

退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて得た基本額に、在職中の貢献度を勘案した調整額を加えて算出しています。

区 分		自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.68624月分	24.6078 月分
	勤続25年	28.05624月分	33.27912月分
	勤続35年	39.77424月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整額		在職期間における任用段階等に応じた調整月額(0円～65,000円)のうち、その額が最も多いものから60月分の合計額です。	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置として、年齢55歳以上かつ勤続25年以上で退職する者には退職手当の算定基礎となる給料月額に退職の時の年齢に応じて4～20%加算しています。	

(注) 1. 支給率は、令和3年4月1日現在の制度です。

2. 支給職員一人あたりの平均支給額は、令和2年度決算見込みで、自己都合の場合2,796千円、定年・勸奨の場合16,554千円です。

(9) その他の手当

(1)～(8)以外に、次の手当などがあります。

手 当 名	支給要件及び支給額	支給職員一人あたりの平均支給月額 (令和2年度決算見込み)
管理職手当	課長級以上の職員に対して、月額42,000円～158,000円の範囲で支給	市長事務部局等 78,640円 上下水道局 80,423円 交通局 90,964円 病院局 99,090円
初任給調整手当	医師及び歯科医師等で要件に該当する者に対して、月額1,500円～250,900円の範囲で支給	市長事務部局等 116,350円 病院局 48,541円
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居し単身で生活する職員に対して、交通距離に応じて月額30,000円～100,000円の範囲で支給	市長事務部局等 37,654円 上下水道局 38,333円
宿日直手当	日直勤務または宿直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,200円～26,500円の範囲で支給	市長事務部局等 30,471円 病院局 32,522円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要等により週休日(勤務時間が割り振られていない日をいいます。)または休日に勤務し又は災害への対処等のために週休日または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外に勤務した課長級以上の職員に対して、勤務1回につき3,000円～18,000円の範囲で支給	市長事務部局等 18,174円 上下水道局 5,955円 交通局 8,340円 病院局 29,498円

(注) 支給要件及び支給額は、令和3年4月1日現在の制度です。

5 特別職の報酬等

市長や議員等特別職職員の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者等による特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市会の議決を経て定められています。

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には、議員報酬及び期末手当が支給されます。なお、市長については、平成29年7月7日以降、給料月額を50万円、期末手当を6月期、12月期ともに100万円とし、地域手当及び退職手当を不支給としています。副市長についても引き続き給料及び期末手当については10%をそれぞれ減額しています。議長、副議長及び議員については、平成28年4月1日以降、議員報酬を15%減額しています。

(1) 特別職の報酬等

	給料月額/報酬月額	期 末 手 当	
		6月期	12月期
市長	円 500,000 (1,467,000)	6月期	1,000,000円 (1.675月分)
		12月期	1,000,000円 (1.675月分)
副市長	円 946,800 (1,100,000)	6月期	2,585,001円 (1.675月分)
		12月期	2,585,001円 (1.675月分)
議長	円 1,041,250 (1,225,000)	6月期	2,575,562円 (1.45月分)
		12月期	2,930,812円 (1.65月分)
副議長	円 916,300 (1,078,000)	6月期	2,266,495円 (1.45月分)
		12月期	2,579,115円 (1.65月分)
議員	円 841,500 (990,000)	6月期	2,081,475円 (1.45月分)
		12月期	2,368,575円 (1.65月分)

- (注) 1. 給料月額及び報酬月額は令和3年4月1日現在の額です。
 2. 期末手当は令和3年4月1日現在の制度による額です。
 3. ()内は、「市長等の給与の特例に関する条例(平成29年条例第37号)」及び「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成28年条例第47号)」による減額措置がないものとした場合の額及び支給月数です。

(2) 市長及び副市長の退職手当の支給水準

区 分	退職手当の支給水準
市 長	給料月額×在職月数×100分の60
副市長	給料月額×在職月数×100分の45

- (注) 令和3年4月1日現在の制度です。なお、現任期における市長の退職手当については、不支給としています。

6 勤務時間の状況

職員の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）等により定められています。

職員の勤務時間は、原則として、1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは午前8時45分から午後5時30分までとし、その途中で60分の休憩時間を設け、7時間45分としています。

なお、業務の性質上、上記の原則によることが適当でない福祉施設や市民施設等の職員等については、特別の定めをしています。

7 休暇制度

休暇制度についても勤務時間と同様、勤務時間条例により定められています。休暇には、年次休暇、特別休暇、臨時休暇、介護休暇及び代日休暇があります。上下水道局、交通局及び病院局においても、企業管理規程に基づき、同様の休暇制度が定められています。

(1) 年次休暇の状況

年次休暇は、年に20日与えられ、その年次は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が与えられます。また、その年次に使用しなかった年次休暇の日数は、翌年次に限り繰り越して使用することができます。令和2年度における平均使用日数は、14.1日です。

(2) 特別休暇等の状況

ア 特別休暇

特別休暇の内容及び令和2年度における取得者数は、次のとおりです。

(単位：人)

種 類	付 与 日 数	取得者数
妊娠障害	妊娠の期間を通じて2週間以内	139
産前産後	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産後8週間まで	801
生 理	1回につき2日以内	620
結 婚	5日以内	244
忌 引	親族の親等に応じ7日以内で定める日数	3,218
ボランティア活動	1年度につき5日以内	0

(注) 令和3年4月1日現在の制度です。

イ 臨時休暇

臨時休暇は、厚生に関する計画の実施又はその他の事由により必要があると認められた場合に、任命権者が人事委員会の承認を得て与えるものです。令和2年度に職員に与えられた臨時休暇の内容等は、次のとおりです。

(単位：日)

付 与 日 数	平均使用日数
5	4.8

ウ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷又は疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に、6月以内で認められます。令和2年度における取得者数は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	14
女性職員	15
合 計	29

エ 代日休暇

代日休暇は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に一定時間以上勤務した職員に対して与えられます。令和2年度における取得者数は、1,635人です。